

ファンド設定日：2008年02月18日

日経新聞掲載名：ワイト

基準価額・純資産総額の推移（円・億円）



- グラフは過去の実績を示したものであり将来の成果をお約束するものではありません。
- 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

基準価額・純資産総額

| | 当月末 | |
|------------|-------|-----|
| | 当月末 | 前月比 |
| 基準価額（円） | 4,965 | +96 |
| 純資産総額（百万円） | 2,213 | +36 |

- 基準価額は10,000口当たりの金額です。

騰落率（税引前分配金再投資）（%）

| | 基準日 | ファンド |
|------|------------|------|
| 1 カ月 | 2026/01/30 | 2.3 |
| 3 カ月 | 2025/11/28 | 5.1 |
| 6 カ月 | 2025/08/29 | 13.6 |
| 1 年 | 2025/02/28 | 20.4 |
| 3 年 | 2023/02/28 | 38.3 |
| 設定来 | 2008/02/18 | 45.3 |

- ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した場合の数値です。
- ファンド購入時には購入時手数料、換金時には税金等の費用がかかる場合があります。
- 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

最近の分配実績（税引前）（円）

| 期 | 決算日 | 分配金 |
|-------|------------|-------|
| 第210期 | 2025/10/14 | 15 |
| 第211期 | 2025/11/14 | 15 |
| 第212期 | 2025/12/15 | 15 |
| 第213期 | 2026/01/14 | 15 |
| 第214期 | 2026/02/16 | 15 |
| 設定来累計 | | 5,960 |

- ※ 分配金は10,000口当たりの金額です。過去の実績を示したものであり、将来の分配をお約束するものではありません。

資産構成比率（%）

| | 当月末 | 前月比 |
|-----|-------|------|
| 債券 | 96.5 | -1.7 |
| 先物等 | 0.0 | 0.0 |
| 現金等 | 3.5 | +1.7 |
| 合計 | 100.0 | 0.0 |

運用概況

当月末の基準価額は、4,965円（前月比+96円）となりました。当月は10,000口当たり15円の分配（税引前）を実施しました。

また、税引前分配金を再投資した場合の月間騰落率は、+2.3%となりました。

※ この資料の各グラフ・表に記載されている数値は、表示桁未満がある場合は四捨五入して表示しています。
 ※ この資料に記載されている構成比を示す比率は、注記がある場合を除き全てファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用



市場動向

円/オーストラリアドル (円)



当月末：110.6 前月末：108.0 騰落率：2.4%

円/インドネシアルピア (円)



当月末：0.9 前月末：0.9 騰落率：1.1%

円/ニュージーランドドル (円)



当月末：93.1 前月末：93.0 騰落率：0.1%

円/インドルピー (円)



当月末：1.7 前月末：1.7 騰落率：2.4%

円/メキシコペソ (円)



当月末：9.1 前月末：8.9 騰落率：1.7%

円/マレーシアリングgit (円)



当月末：40.0 前月末：39.0 騰落率：2.6%

円/南アフリカランド (円)



当月末：9.8 前月末：9.7 騰落率：0.4%

円/ブラジルレアル (円)



当月末：30.3 前月末：29.6 騰落率：2.5%

- ※ 為替レートは一般社団法人 投資信託協会が発表する仲値 (TTM) です。
- ※ インドネシアルピアは100インドネシアルピアあたりの数値を表示しています。
- ※ 作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等をお約束するものではありません。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用



基準価額の変動要因（円）

| 全体 | | | | 為替要因 | |
|-----|-----|------|-------|---------------|-----|
| | 計 | インカム | キャピタル | 寄与額 | |
| 債券 | +37 | +21 | +16 | 1 ブラジルレアル | +16 |
| 先物等 | 0 | 0 | 0 | 2 オーストラリアドル | +15 |
| 為替 | +78 | - | - | 3 マレーシアリングgit | +15 |
| 分配金 | -15 | - | - | 4 インドルピー | +14 |
| その他 | -4 | - | - | 5 インドネシアルピア | +12 |
| 合計 | +96 | +21 | +16 | 6 メキシコペソ | +11 |
| | | | | 7 南アフリカランド | +3 |
| | | | | 8 ニューゼーランドドル | +0 |
| | | | | 9 アメリカドル | -7 |

※ 基準価額の月間変動額を主な要因に分解したもので概算値です。

ポートフォリオ特性値

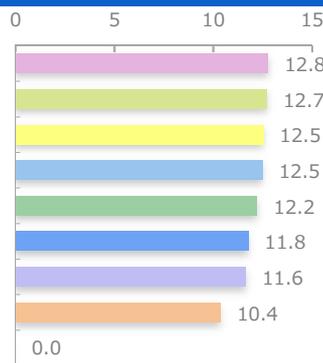
| | 当月末 | 前月比 |
|------------|-----|------|
| クーポン（％） | 5.8 | +0.1 |
| 残存年数（年） | 1.5 | +0.1 |
| デュレーション（年） | 1.4 | +0.1 |
| 直接利回り（％） | 5.8 | +0.0 |
| 最終利回り（％） | 5.7 | -0.2 |
| 平均格付け | AAA | AAA |

※ 各組入銘柄の数値を加重平均した値です。
※ 格付けは投資債券に対する主要格付機関の格付けに基づいており、ファンドにかかる格付けではありません。
※ 上記は将来の運用成果をお約束するものではありません。

通貨構成比率（％）

| | 当月末 | 前月比 | 利回り |
|---------------|------|------|------|
| 1 メキシコペソ | 12.8 | +0.1 | 7.1 |
| 2 南アフリカランド | 12.7 | -0.1 | 7.9 |
| 3 オーストラリアドル | 12.5 | +0.1 | 4.4 |
| 4 ニューゼーランドドル | 12.5 | -0.2 | 2.6 |
| 5 ブラジルレアル | 12.2 | -0.8 | 10.5 |
| 6 マレーシアリングgit | 11.8 | +0.1 | 2.9 |
| 7 インドルピー | 11.6 | -0.6 | 6.7 |
| 8 インドネシアルピア | 10.4 | -0.6 | 5.1 |
| その他 | 0.0 | 0.0 | - |

※ 利回りは保有債券の最終利回りを指します。



残存構成比率（％）

| | 当月末 | 前月比 |
|------|------|-------|
| 1年未満 | 27.5 | -10.7 |
| 1-2年 | 44.1 | +10.3 |
| 2-3年 | 23.8 | +23.8 |
| 3年以上 | 1.0 | -25.2 |

種別構成比率（％）

| | 当月末 | 前月比 |
|-------|------|------|
| 国債 | 20.1 | +0.0 |
| 国際機関債 | 76.4 | -1.8 |
| 政府機関債 | 0.0 | 0.0 |

格付構成比率（％）

| | 当月末 | 前月比 |
|-------|------|------|
| AAA | 84.7 | -1.9 |
| AA | 11.8 | +0.1 |
| A | 0.0 | 0.0 |
| BBB以下 | 0.0 | 0.0 |

ファンドマネージャーコメント

主要国債券市場では金利は低下しました。米国では、上旬に発表された労働関連の経済指標などが軟調となったことを背景に、FRB（米連邦準備制度理事会）による年後半の利下げ期待の高まりとともに、金利は低下しました。その後、最高裁の違憲判決を受けた関税政策への不透明感や中東情勢の緊迫化からリスク回避的な動きが強まり、金利は一段と低下しました。

ユーロ圏では、軟調な経済指標などを背景とする米金利の低下に連動したことや、中東情勢をめぐる投資家のリスク回避姿勢の強まりを背景に低下しました。ECB（欧州中央銀行）理事会では、市場予想通り政策金利の据え置きが決定されました。

新興国債券相場では金利は概ね低下しました。多くの新興国で、米金利低下を背景とするグローバルな金利低下の影響が見られました。

新興国の為替相場は上昇しました。月末にかけて商品市況の回復などから新興国株が上昇するなどセンチメント（心理）が改善したことや、日本の財政悪化懸念や日銀による早期利上げ観測の後退などを材料に円安となったことで、新興国の為替相場は上昇しました。

※ 作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等をお約束するものではありません。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用



ファンドの特色

1. 高金利通貨マザーファンドへの投資を通じて、新興国を含む世界の中で相対的に金利水準の高い通貨を複数選定し、原則として選定した通貨建ての債券へ実質的に投資することにより、安定したインカム収入の確保を目指します。
 - OECD加盟国、世界（新興国を含む）の債券市場を代表とする債券指数の構成国の通貨の中で市場流動性・規模、ファンダメンタルズ、投資規制等を勘案したうえで相対的に金利水準の高い8通貨を選定し、各通貨への配分を原則均等とします。
 - 選定通貨は、原則として定期的に見直します。
2. 投資する債券は、選定した通貨建てのソブリン債（国債、政府機関債、国際機関債等）を中心とします。
 - ポートフォリオの平均デュレーションは3年以内とします。
 - ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上とします。
3. 実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。
4. 毎月の決算時に、分配を目指します。
 - 決算日は毎月の14日（休業日の場合は翌営業日）とします。
 - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 債券市場リスク

【債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です】

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



投資リスク

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

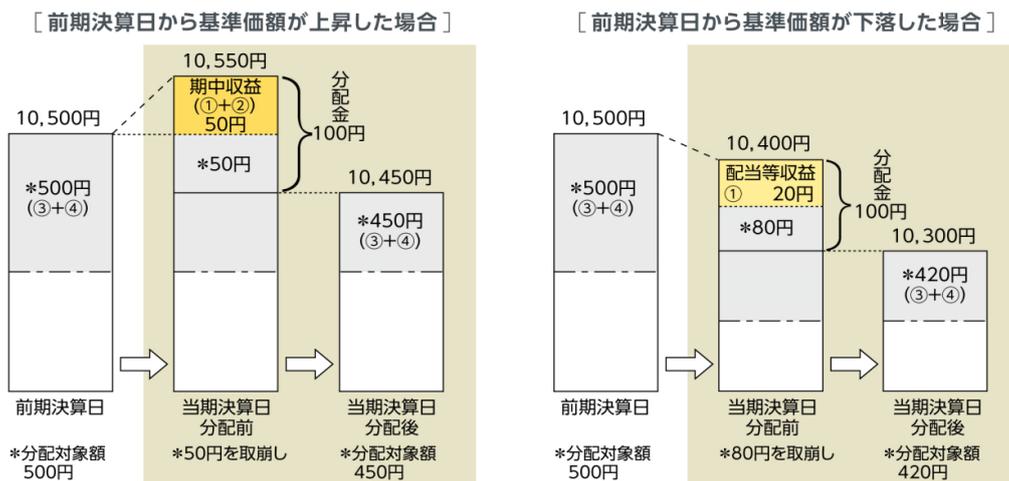
分配金に関する留意事項

■ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



■ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

〔計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合〕

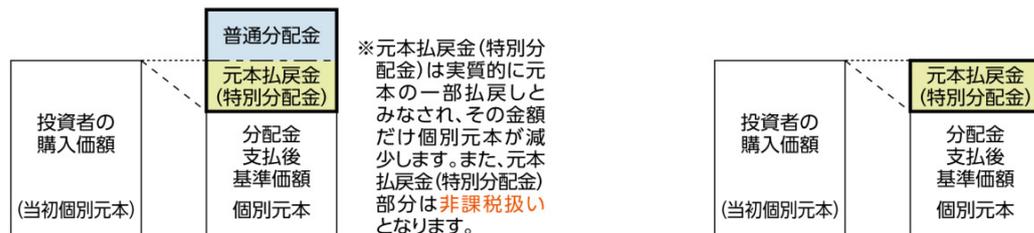


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕 〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

■ 設定・運用

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2008年2月18日設定）

決算日

毎月14日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- 当ファンドは、NISAの対象ではありません。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に**3.30%（税抜き3.00%）を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.1%**を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に**年1.144%（税抜き1.04%）**の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

| | |
|------|--|
| 委託会社 | ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く） |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三井住友信託銀行株式会社 |
| 販売会社 | ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。 |

販売会社

| 販売会社名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 日本一般社団法人投資顧問業協会 | 金融先物取引業協会 | 一般社団法人投資信託協会 | 備考 |
|------------|--------|----------------|--------------------|-----------------|-----------|--------------|----|
| 株式会社三井住友銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第54号 | ○ | ○ | ○ | | ※1 |

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしていません。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

■ 設定・運用